平成 23 年 10 月 27 日

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

福島県知事 佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 5 月 4 日付け指示に関し提出した平成 23 年 5 月 4 日付申請中別紙 2 の 3 (解除後の出荷管理計画) 及び別紙 3 の 3 (解除後の出荷管理計画) を別紙のとおり変更する。

○主な変更点

解除後の出荷管理計画

県北地方産(別紙3)及びいわき地方産(別紙2)のかぶについて、「結束する茎部位のみ残して葉を除去し出荷調製を行う。」出荷管理を解除し、葉付きでの出荷を行えることとした。

○葉付きのかぶでの検査結果

別添1(県北地方)及び別添2(いわき地方)のとおり。

非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類の出荷制限・摂取制限 及びかぶの出荷制限解除計画(福島県いわき地方)

3 解除後の出荷管理計画

(1) 出荷者の対策

ア 県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等(以下、「出荷団体等」という。) の出荷者に対し、これまでどおり出荷制限品目の取扱いを文書やホームページ等に より周知するとともに、いわき市等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じ て徹底を図る。

- イ 出荷団体等に対し、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。
- ウ 今般出荷制限・摂取制限を解除するいわき地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷 団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物のいわき地方の絞り込みが可能と なっている。また、出荷者は生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産 履歴を出荷前に確認している。

当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能である。

それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。

(2) 出荷状況の把握

県は、出荷制限品目、かぶの取扱いについて、県内の出荷状況をJA全農福島及び 卸売市場を通して隔週を目途に確認する。

また、系統外出荷団体等が添付するチラシ等については、系統外出荷団体等に対する説明によって周知する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供

卸売市場等に対して県内の出荷等制限解除となった地方以外のほうれんそう等非結球性葉菜類、キャベツ等結球性葉菜類、ブロッコリー等アブラナ科の花蕾類及びかぶで出荷制限等が引き続き指示されていることを周知するとともに、いわき地方産出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

また、卸売市場の巡回により状況確認を行う。

(4) 解除後のモニタリング計画

- ア 解除後も東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続 している間は、ほうれんそうの出荷が見込める5月第1週目頃まで、2か所以上の 検査を実施する。
- イ キャベツについては、出荷が見込める5月第1週目頃まで検査を実施し、秋には レタス等の出荷が見込まれることから、出荷前に検査を行うこととする。
- ウ ブロッコリーについては、出荷が見込める5月第1週目頃まで、2か所以上の検査を実施し、秋にもいわき地方ではブロッコリーの出荷が見込まれることから、出荷前に検査を行うこととする。
- エ かぶについては、出荷が見込める5月第1週目頃まで2か所以上の検査を実施する。
- (5) モニタリング調査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応 暫定規制値を超える結果が得られた場合には、即時にいわき地方からの当該品目の 出荷自粛を求める。また、周辺地域の広がりについてモニタリング検査を行う。

かぶの出荷制限解除計画(福島県県北地方)

3 解除後の出荷管理計画

(1) 出荷者の対策

- ア 県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等(以下、「出荷団体等」という。) の出荷者に対し、これまでどおり出荷制限品目の取扱いを文書やホームページ等に より周知するとともに、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて 徹底を図る。
- イ 出荷団体等に対し、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。
- ウ 今般出荷制限・摂取制限を解除する県北地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の生産市町村の絞り込みが可能となっている。また、出荷者は生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能である。

それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等 の添付を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域 を判別可能とする。

(2) 出荷状況の把握

県は、出荷制限品目、かぶの取扱いについて、県内の出荷状況をJA全農福島及び 卸売市場を通して隔週を目途に確認する。

また、系統外出荷団体等が添付するチラシ等については、系統外出荷団体等に対する説明によって周知する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供

卸売市場等に対して県内の出荷制限解除となった地方以外のかぶについて出荷制限が引き続き指示されていることを周知するとともに、県北地方産出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

また、卸売市場の巡回により状況確認を行う。

(4) 解除後のモニタリング計画

解除後も東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、かぶの出荷が見込める5月第2週目頃まで、2市町村以上の検査を実施する。

(5) モニタリング調査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応 暫定規制値を超える結果が得られた場合には、即時に当該市町村からの当該品目の 出荷自粛を求める。また、周辺地域の広がりについてモニタリング検査を行う。

福島県「県北」かぶ検査実績

野采類 暫定規制値 Cs I (ベクレル/kg) 500 2000 分析機関 福

福島県農業総合センター

		市町村	分析結果								
地域	栽培形態		Cs	I	Cs	I	Cs	I	Cs	I	
			10月4日		10月5日		10月11日		10月12日		
県北	露地 施設	福島市	ND	ND							
	露地 施設 露地	川俣町	ND 川俣-①	ND			ND 川俣-②	ND			
	協設	川俣町					ND 川俣-③	ND			
	露地 施設	伊達市					ND 伊達-①	ND			
	旅 露 施 露 施 露 地 設 地 設 地 設 地 設 地 設 地 設 地	伊達市					ND 伊達-②	ND			
	露地 施設	桑折町									
	露地 施設 露地	国見町							ND 国見-①	ND	
	露地 施設	国見町							ND 国見-②	ND	
	施設露地 露地	二本松市					ND 二本松-①	ND)			
	施設	二本松市							ND 二本松-②	ND)	
	露地施設 露地	大玉村									
	露地 施設	本宮市			ND 本宮-①	ND					
	施設 露地 施設	本宮市			ND 本宮-②	ND					

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のかぶのない市町村

地域		市町村	分析結果								
	栽培形態		Cs	I	Cs	I	Cs	I	Cs	I	
			10月18日		10月19日		10月24日		10月25日		
県北	露地 施設	福島市	ND 福島-②	ND					81 福島-③	ND	
	露地 施設	川俣町									
	露地 施設	伊達市	ND 伊達-③	ND							
	露地 施設 露地	桑折町			ND 桑折-①	ND	ND 桑折-②	ND			
	施設	桑折町					ND 桑折-③	ND			
	露地 施設	国見町	ND 国見-③	ND			ND 国見-④	ND			
	露地 施設	二本松市			ND 二本松-③	ND					
	露地 施設	大玉村	ND 大玉-①	ND			ND 大玉-③	ND			
	露地 施設	大玉村	ND 大玉-②	ND							
	露地 施設	本宮市					ND 本宮-③	ND			

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のかぶのない市町村

福島県「いわき」かぶ検査実績

分析機関

福島県農業総合センター

野菜類

暫定規制値	Cs	I
(ベクレル/kg)	500	2000

	栽培形態	市町村	分析結果								
地域			Cs	I	Cs	I	Cs	I	Cs	I	
			10月	26日							
いわき	露地	いわき市	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	施設		いわき-①		いわき-②		いわき-③		いわき-④		

1